

上通商店街まちなみ形成のルール

上通商栄会
上通一番街商店街振興組合
上通1・2丁目商店街振興組合
上通町三・四丁目商店街振興組合
上通五丁目商店街振興組合

まちなみ形成の理念

1. まちなみ形成の考え方

熊本の中心に位置し、上通並木坂及び上通アーケードまでの全長600m、幅11mの上通商店街は、江戸、明治と現代が溶け合う街です。オルセー美術館をイメージしたアーケードと歩道に「イペ」を敷き詰めた通りは「くまもと景観奨励賞」を受賞しており、変化を受け入れながらも、昔ながらの良さが漂うまちなみを形成しています。長い歴史を持つ一方で、チャレンジを恐れないスピリットを受け継ぐ上通商店街では、災害に強く安心・安全で品があり質の高い就業・居住環境のあるライフスタイルや上通ブランドを発信していきます。

2. まちなみ形成の基本方針

憲章などに記載されている理念を整理し、「人間」、「空間」、「時間」に関するものと、上通全体でまちなみを作っていくという「仲間」を加えた4つの「間」によって、目指すまちなみの方針を示します。

①人間：誰もが安心して訪れ安全な就業・居住環境のあるまちなみの保全

- ・若者も子どもも楽しめ、災害に強く、安全に、安心して歩けるまち
- ・訪れたい、働きたい、住みたい魅力のあるまち
- ・体の不自由な方、高齢の方、女性や子ども連れの方にもやさしく居心地の良いまち

②空間：品があり質の高い落ち着いたまちなみの創造

- ・直線的で整然としたアーケードとゆるやかに変化する並木の対比が特徴的で品のあるまちなみ
- ・イペ材を用いたアーケードと多様な並木の道がひとつの通りに連続する質の高いまちなみ
- ・各店舗が通りの規律（建物のライン等）を尊重し全体の一貫性を感じる落ち着いたまちなみ

③時間：先人が築いてきた歴史や伝統を尊重し変化や挑戦を続ける上通文化の継承

- ・近世（町割り）、近代（木を使った舗装※）、現代（2様の通り）の歴史の積み重ねを感じられるまちなみ
- ・100年を超える歴史を持つ老舗店舗と新たな店舗などが調和し融合するまちなみ
- ・時代の変化に対応し、新たな挑戦を続けていくという文化と精神を持っているまち

※上通が1925（大正14）年に熊本で初めて木煉瓦（木製のブロック）を敷き詰めたことに由来しています

④仲間：魅力のある個性的な店舗が結集した上通ブランドの確立

- ・素材の骨格やまちの雰囲気形成する通りの個性をみんなで守り、育てていくまち
- ・活かしていくものと変えていくものをみんなで話し合い、“上通ブランド”を育てていくまち
- ・白一色のアーケード、こげ茶のイペが色彩の骨格となり、個性的な店舗を歩いて楽しむアーケード街
- ・多様な並木と石畳がまちの雰囲気を形成し、個性的な店舗とあわせて歩いて楽しめる並木坂

3. まちなみ形成の推進組織

- 1 本ルールを管轄する上通商栄会は、上通商店街らしい良好な景観形成の推進を図るため上通商栄会理事会（以下、商栄会理事会）にて、本ルールの周知徹底や各振興組合などの意見を反映した柔軟な対応を心がけます。
- 2 商栄会理事会は、次に掲げる項目について必要を認めた場合関係者の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共機関等と連絡調整を行います。
 - ア 本ルールの内容および適用区域に関すること。
 - イ 建物の新築・増改築などを行う場合。
 - ウ 事業所の新規開業や業種・業態の変更を行う場合。
 - エ 各種屋外広告物の新設・変更・修理などを行う場合。
 - オ 各種工事に伴い道路を使用・占用する場合。
 - カ 各種撮影やイベントなどの実施に伴い道路を使用・占用または屋外広告物を設置する場合。
 - キ その他、警察、行政、地元商店街が必要と認める場合。
- 4 本ルールの改定は、商栄会理事会にて改定案をまとめ、上通商栄会の総会で決議することとします。
- 5 商栄会理事会は必要に応じて、上通商店街関係者、公共機関および学識経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができます。
- 6 上通商店街の各振興組合等に関する協議事項が生じた場合、必要に応じて商栄会理事会にて協議を行います。

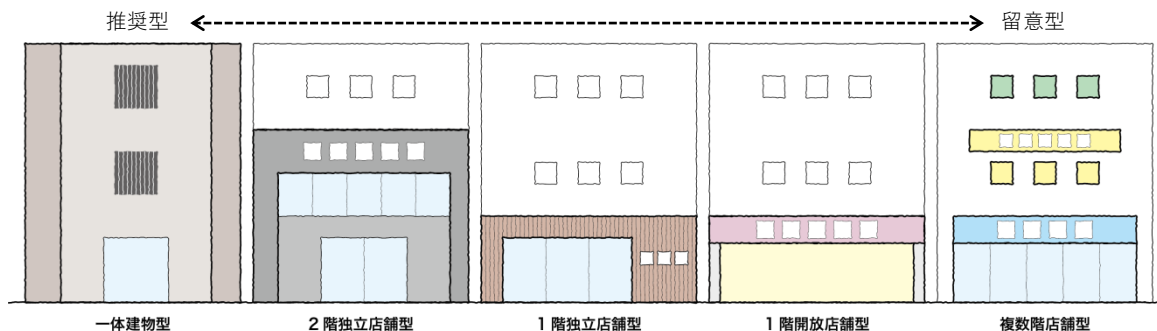
4. 適用区域および対象

- 1 本ルールは、南坪井町6番より上通町1番までの上通商店街（上通一番街、上通1・2丁目、上通町三・四丁目、上通五丁目）に面する区域内において適用されます。
- 2 本ルールは、適用区域内における事業者および土地、建物等の所有者（以下、事業者）を対象とします。
- 3 本ルールの適用区域内において、事業者等が建物の新築・増改築および改修・改装等を行う場合は、商栄会事務局に審査（協議）申込みを行った上、商栄会理事会での審査（協議）を受けてください。

まちなみ形成のルール

1. 建物のファサードについて

上通商店街のまちなみを形成する大きな要素として、各建物の店舗構成によるファサード（建物正面の外観）の作り方があります。上通商店街ではファサードを5つのタイプに分類し、それぞれの留意点を示します。



※図は3階建物のイメージですが、1・2階の建物または4階以上の建物でも同様の配慮が必要です

1) 一体建物型

一体的な建物となっているタイプです。

<推奨点>

- ・統一した色彩や素材等のデザインを用いた建物となっている場合が多く、通りに対して建物としてのまとまりを感じやすい作りです

<留意点>

- ・建物の色彩や素材等については、通りの連続性や向三軒両隣を意識したデザインの配慮が望まれます

2) 2階独立店舗型

2階部分までが独立型の店舗スペースとなっているタイプです。

<推奨点>

- ・2階部分までを統一した色彩や素材等のデザインで構成している場合が多く、通りに対して店舗だけでなく建物としてのまとまりを感じやすい作りです

<留意点>

- ・2階部分までが大きな面としての印象を与えることから、店舗スペースの色彩、素材等には配慮が必要です
- ・3階以上の建物本体部分は割合としては大きくはありませんが、店舗スペースとの調和は必要です

3) 1階独立店舗型

建物正面に対して、1階部分が独立型の店舗スペースとなっているタイプです。

<推奨点>

- ・1階部分を統一した色彩や素材（テクスチャ）等を用いたデザインで構成している場合が多く、通りに対して路面店舗のまとまりを感じやすい作りです

<留意点>

- ・路面店舗自体が屋外広告物としての印象を与えることから、1階部分の色彩や素材等には配慮が必要です
- ・2階以上の建物本体との差が生じやすいため、違和感を与えない店舗や建物本体の設えが必要です

4) 1階開放店舗型

1階部分が開放型の店舗スペースとなっているタイプです。

<留意点>

- ・店舗上部に看板等を設置し、開放した1階部分には商品陳列物や立看板、広告旗等の屋外設置物が並ぶことがあるため、看板等の色彩等のデザイン、屋外設置物の要素や数の多さによっては、通りに対して煩雑な印象を与えやすいので特に配慮が必要です
- ・建物本体との差が生じやすいため、違和感を与えない店舗、建物本体の設えが必要です

5) 複数階店舗型

複数階が別々の店舗スペースとなっているタイプです。

<留意点>

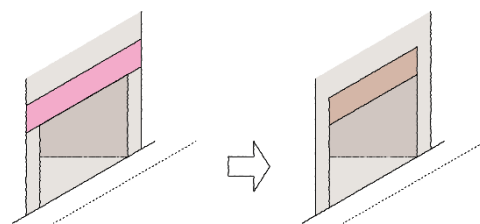
- ・階毎に看板等を設置する場合があるため、通りに対して煩雑な印象を特に与えやすく配慮が必要です
- ・色彩や素材等のデザインを意識した建物であっても、看板等の屋外広告物をバラバラに設置してしまうと統一感や一体感が無くなってしまいますので、各店舗との調整が必要です

2. 屋外広告物等について

道路占用許可（ほこみち制度）を得た路上設置物や民有地内の屋外設置物、また建物に設置された屋外広告物等のまちなみを形成する要素について、留意点を示します。尚、道路占用許可（ほこみち制度）を得た屋外広告物等については申請された範囲内に設置し、熊本市屋外広告物条例等の基準を守り、屋外広告物ガイドラインを参考とします。

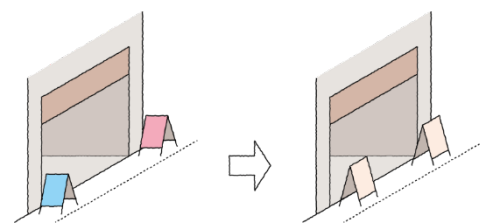
1) 店舗看板

店舗看板は色彩等を周辺と調和するものとし、開口部と揃える工夫などをすることで店舗のまとまりを感じる大きさや配置とすることを推奨します。



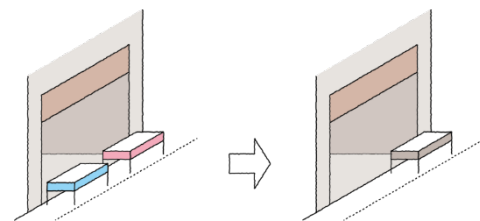
2) 立看板

立看板は色彩等を周辺と調和するものとし、看板の側面が歩行者の目線に入りにくいように、建物（店舗）に平行に配置することを推奨します。



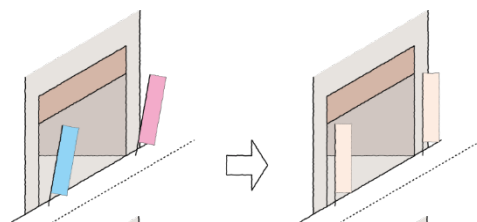
3) 商品陳列物

商品陳列物は色彩等を周辺と調和するものとし、歩行者の安全性や快適性に配慮した動線を確保できる数量や配置とすることを推奨します。



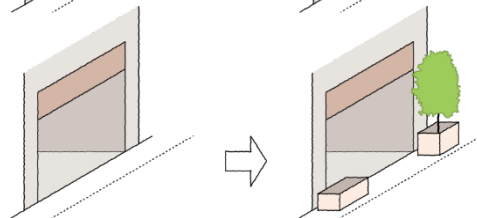
4) 広告旗

広告旗は色彩等を周辺と調和するものとし、アーケード内の支柱や並木坂の樹木と調和するように旗を垂直に設置することを推奨します。



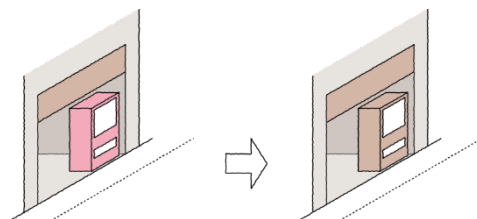
5) ベンチ・植栽

歩行者の利便性や快適性が向上するように、ベンチや植栽を設置することを推奨します。



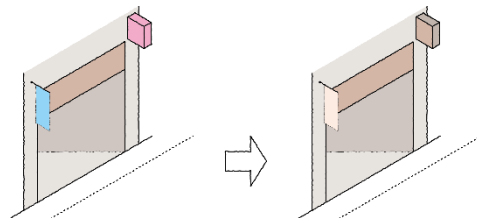
6) 自動販売機

通りや建物、店舗との調和を図るように、色彩や囲い等に配慮することを推奨します。



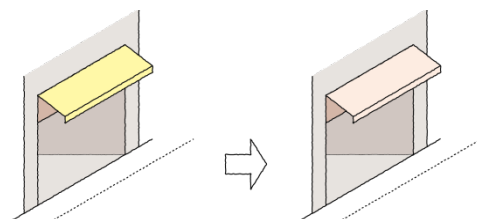
7) 突出広告・店舗バナー

通りや建物、店舗との調和を図るように、色彩やデザイン等に配慮することを推奨します。



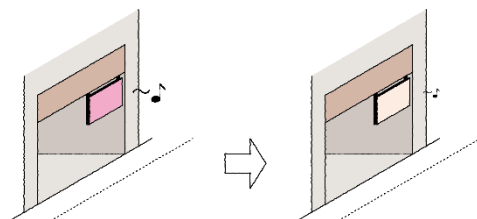
8) テント

通りや建物、店舗との調和を図るように、色彩や大きさ等に配慮することを推奨します。



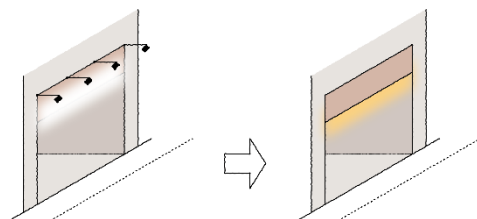
9) 映像装置

歩行者が不快に感じないような、音量や映像とすることを推奨します。



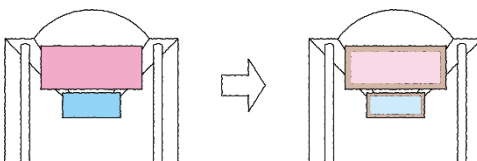
10) 照明

通りや建物、店舗との調和を図るように、照度や色温度に配慮することを推奨します。



11) 吊り広告

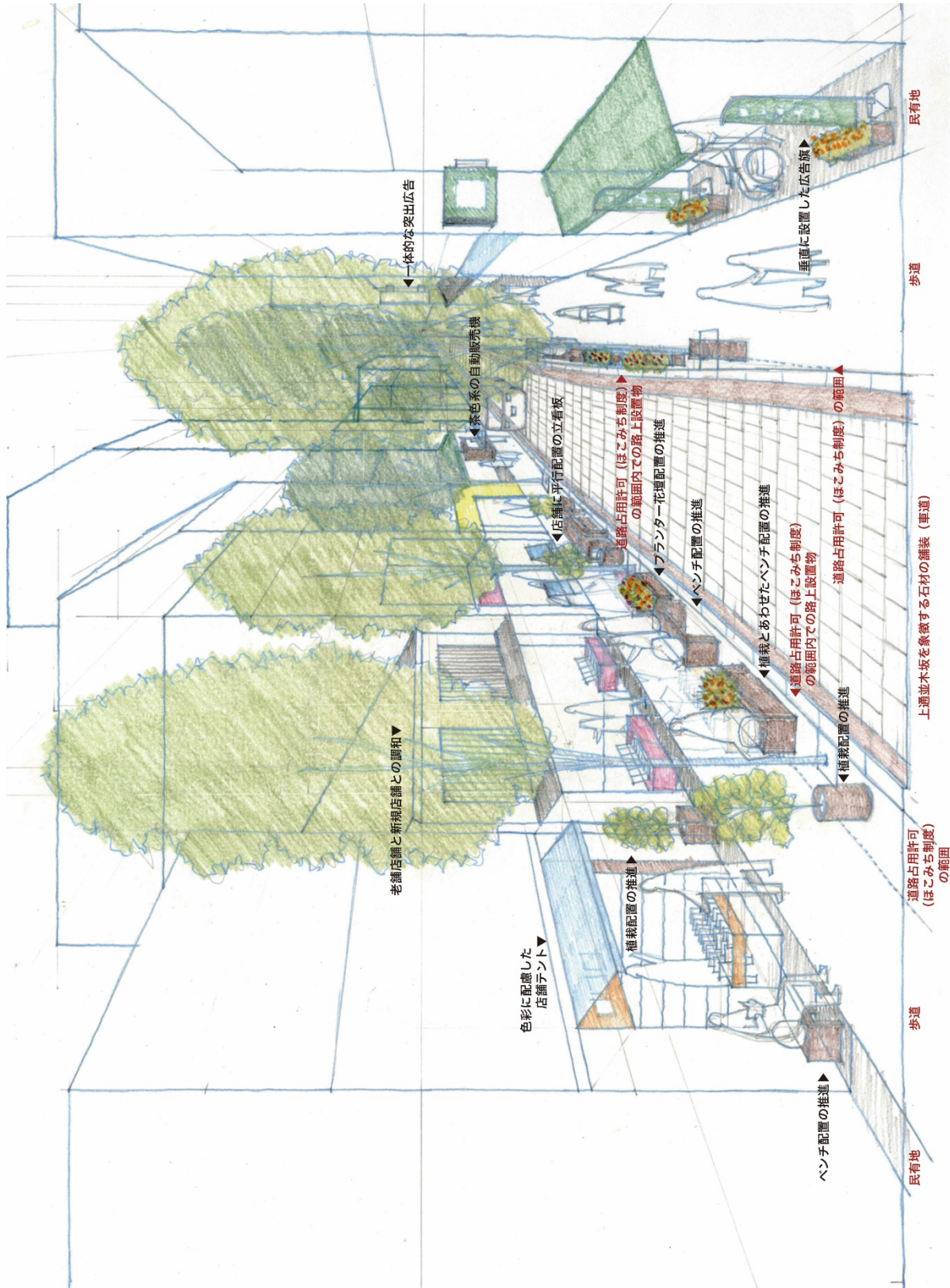
通り品や高質さに配慮した、色彩やデザイン等に配慮することを推奨します。



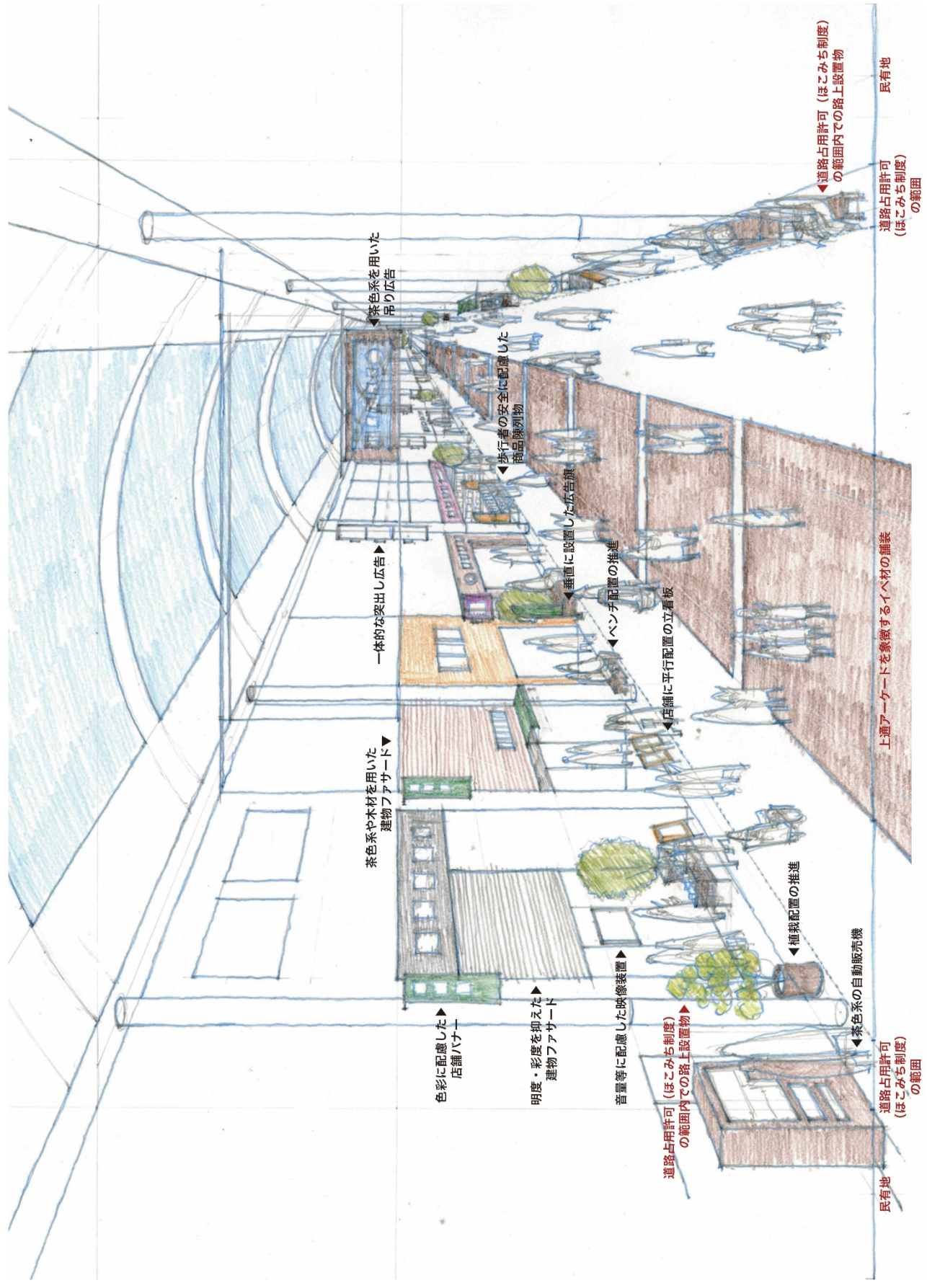
まちなみ形成のイメージ

まちなみ形成の基本方針、建物ファサードの留意点や屋外広告物等の配慮を反映した上通並木坂と上通アーケードの良好なまちなみのイメージ図を示します。

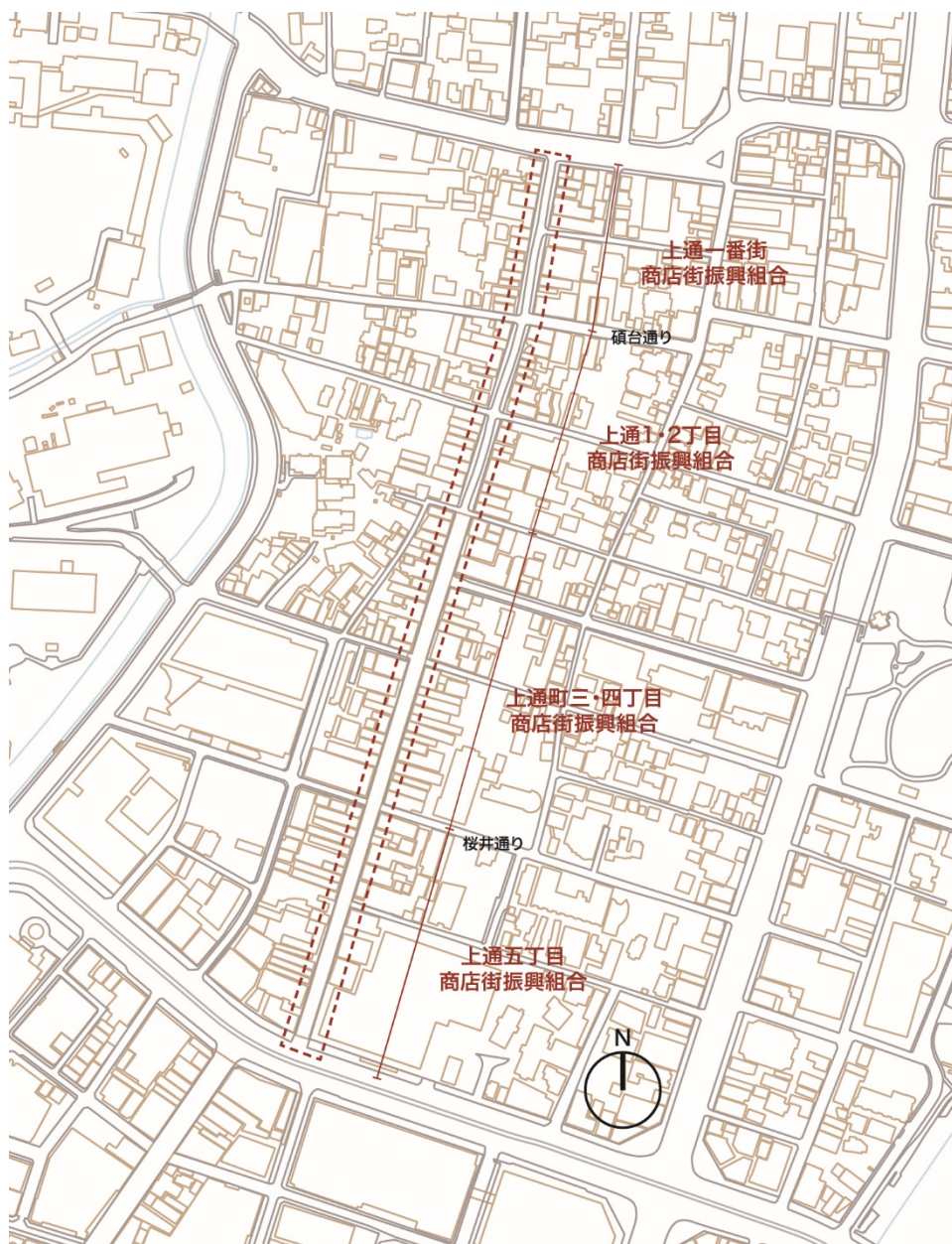
1) 上通並木坂のイメージ図



2) 上通アーケードのイメージ図



まちなみ形成のルール適用区域



附 則

本ルールは、令和6年4月1日より施行します。